

平成 22 年 2 月 1 日
鳥取西部農業協同組合

金融円滑化に向けた取組みについて

鳥取西部農業協同組合（代表理事組合長 高見 俊雄）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本的方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当組合では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

記

1 金融円滑化にかかる基本的方針（別添）

2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当 J A は、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- （ 1 ）適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- （ 2 ）お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- （ 3 ）金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

3 金融円滑化にかかる苦情・相談窓口の設置

以下の本支所の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

店舗名		所在地	相談窓口	電話番号
本所信用部	683-0802	米子市東福原1丁目5番16号	信用企画課	0859-37-5804
米子中央支所	683-0802	米子市東福原1-5-16	信用課	0859-34-3235
西支所	683-0853	米子市両三柳1508-1	窓口	0859-29-8701
金融東支所	683-0853	米子市両三柳2086-6	窓口	0859-22-0930
米子弓浜支所	683-0103	米子市富益町804-2	信用課	0859-25-1137
彦名支所	683-0854	米子市彦名町2823-3	窓口	0859-29-0530
崎津支所	683-0104	米子市大崎1185-1	窓口	0859-25-1131
米子南支所	683-0257	米子市榎原1417-1	信用課	0859-26-3021
米子みのかや支所	689-3532	米子市上新印239-1	信用課	0859-27-0011
大高支所	689-3514	米子市尾高2772	窓口	0859-27-2521
日吉津支所	689-3553	西伯郡日吉津村大字日吉津1450	窓口	0859-27-0311
境港支所	684-0072	境港市渡町1897-1	信用課	0859-45-0611
余子支所	684-0043	境港市竹内町822-3	窓口	0859-45-0781
中浜支所	684-0054	境港市財ノ木町562-5	窓口	0859-45-0811
西伯支所	683-0322	西伯郡南部町阿賀915-2	信用課	0859-66-2653
法勝寺支所	683-0351	西伯郡南部町法勝寺371-7	窓口	0859-66-2131
会見支所	683-0201	西伯郡南部町天万1904	信用課	0859-64-2311
淀江支所	689-3402	米子市淀江町淀江507	信用課	0859-56-2511
岸本支所	689-4133	西伯郡伯耆町吉長104-1	信用課	0859-68-2211
八郷支所	689-4105	西伯郡伯耆町久古1038-1	窓口	0859-68-2030
大山口支所	689-3309	西伯郡大山町国信549-1	信用課	0859-53-3514
大山支所	689-3313	西伯郡大山町佐摩975	窓口	0859-53-8131
名和支所	689-3211	西伯郡大山町御来屋262-4	信用課	0859-54-3131
庄内支所	689-3221	西伯郡大山町富長723-4	窓口	0859-54-2831
中山支所	689-3112	西伯郡大山町下甲290	信用課	0858-58-2211
日南支所	689-5212	日野郡日南町霞778	信用課	0859-82-1291
山上支所	689-5544	日野郡日南町茶屋3673-2	窓口	0859-82-0410
石見支所	689-5663	日野郡日南町上石見920-4	窓口	0859-83-0311
多里支所	689-5226	日野郡日南町湯河345-9	窓口	0859-84-0231
日野支所	689-4503	日野郡日野町根雨380	信用課	0859-72-0305
黒坂支所	689-5131	日野郡日野町黒坂1566-1	窓口	0859-74-0121
江府支所	689-4401	日野郡江府町江尾1945	信用課	0859-75-2311
溝口支所	689-4201	西伯郡伯耆町溝口392	信用課	0859-62-0501

(ご相談受付時間:9時～17時)

【苦情・ご意見等の受付】

苦情等については、「JA 鳥取西部 総合企画部」にてお受けいたします。

〒683-0802 鳥取県米子市東福原 1-5-16

T E L : 0859-34-1141

4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以上

金融円滑化にかかる基本の方針

(平成22年2月1日制定)

鳥取西部農業協同組合

鳥取西部農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理委員会の設置

当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理体制について、その適切性以及び有効性を定期的に検証し必要に応じて見直しを行います。